

投資信託 目論見書補完書面

この書面は金融商品取引法第37条の3に基づき、交付目論見書面と一体でお渡しいたします。

お手続きの前に、この書面及び交付目論見書の内容を十分お読みいただき、よくご理解いただいた上でご投資ください。なお、この商品やこの書面及び交付目論見書に関するお問合せは下記までお願いいたします。

株式会社 埼玉りそな銀行

コミュニケーションダイヤル 0120-77-3192

〔ご相談(サービスコード①②③)の受付時間は平日9時から21時となります。〕

◇この商品は投資信託です。投資家から集めた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が有価証券等に分散投資し、その運用成果を投資家に対して分配する仕組みに特徴があります。(運用成果はマイナスとなることがあります)

◇募集・買付・換金等の取扱は販売会社である株式会社埼玉りそな銀行が行い、設定・運用は、委託会社が行います。

投資信託に共通する特に注意が必要な点

■「投資元本」および「分配金」が保証されている商品ではありません。

■値動きのある有価証券等に投資しますので、これらの発行体の信用状況の変化や株価、金利、通貨の価格等の指標に係る変動などを原因として、基準価額は大きく変動します。
基準価額が下落すると、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

■投資信託に生じた利益および損失は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。

■預金ではないため、預金保険の対象外であり、また投資者保護基金の対象になりません。

■クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

【確認事項】 交付目論見書をお読みの上、ご理解ください。

【ファンドの目的・特色】

①ファンドの目的・特色について(毎月分配型は収益分配金に関する留意事項もご確認ください。)

【投資リスク】

②投資リスクについて

【手続・手数料等】（お申込メモ・ファンドの費用・税金等）

③お申込みについて

④ご換金について

⑤収益の分配について

⑥費用について（交付目論見書・販売用資料等でご確認ください。）

◇投資信託を購入・保有・換金されるにあたって必要な費用は次の合計金額となります。
なお運用管理費用（信託報酬）については、保有日数に応じてご負担いただきます。

■お申込み時に直接ご負担いただく費用：購入時手数料

■保有期間中に信託財産で間接的にご負担いただく費用：運用管理費用（信託報酬）、その他の費用・手数料

■途中換金時に直接ご負担いただく費用：信託財産留保額

◇マイゲート(インターネットバンキング)または定時定額購入プラン(積立投資信託)での購入は購入時手数料が優遇となります。

⑦税金について

⑧その他のご留意点について（繰上償還・信託期間等）

◇投資信託のお申込みの有無によって、当社とのお取引へ影響を及ぼすことはございません。

◇この投資信託の受益権は、第三者に譲渡することはできません。

・お取引のご注文をいただいたときは、原則としてあらかじめ当該ご注文にかかる、代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
・ご注文にあたっては、銘柄・売り買いの別、数量等、お取引に必要な事項を明示していただきます。ご注文のお取引が成立した場合には、取引報告書等をお客さまにお渡しします。(郵送又は電子交付サービスのご契約によりマイゲート(インターネットバンキング)にてご確認となります。)

【個人のお客さまの定時定額購入プランについて】購入にかかる取引報告書は郵送いたしません。取引内容は3カ月ごとに発行する取引残高報告書にてご確認ください。【スイッチングについて】お客さまが保有する投資信託の解約または買取と、新たな投資信託の買付を1組の同時の注文として取扱い、解約または買取により生じた償還金の全部を新たな投資信託の買付に充てるものをいいます。なおスイッチングの取扱いには申込書のみとなります。

株式会社埼玉りそな銀行（本店所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号） 登録金融機関 関東財務局長（登金）第593号

●主な事業：銀行業 設立日：平成14年8月27日 ●当社が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要 内容の概要：公共債及び投資信託等の有価証券の販売その他の取扱及び店頭デリバティブ取引等 方法の概要：店頭・訪問・インターネット・電話等 ●加入している金融商品取引業協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 ●この商品において、対象事業者となっている認定投資者保護団体は、ありません。

●当社の苦情対応措置及び紛争解決措置 お取引内容のご確認・ご相談や苦情につきましては、お取引店までお申出ください。なお訴訟手続によらず公正な第三者が関与して、苦情トラブルの解決をあっせんする制度として、一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターをご利用いただけます。・全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109または03-5252-3772 ・証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号0120-64-5005

NISAお取引ガイド

株式会社埼玉りそな銀行 御中

下記の項目についてご確認およびご理解ください

一般NISA・つみたてNISA・2024年以降のNISA共通の留意事項

- 1) NISA口座は、お一人一口座（一金融機関）でのご利用となります（金融機関を変更した場合を除きます）。
※金融機関の変更を行い、複数の金融機関にNISA口座を開設した場合でも、各年において一つのNISA口座でしか購入ができません。非課税口座内の株式投資信託を、変更後の金融機関に移管はできません。なお、金融機関を変更しようとする当該年の非課税枠ですでに株式投資信託を購入（定時定額購入プランおよび分配金再投資による購入を含む）していた場合、当該年分について金融機関を変更することはできません。
- 2) 当社で取扱うNISA口座対象商品は株式投資信託のみとなります。※株式は取扱っておりません。
- 3) 既に保有している株式投資信託は、NISA口座に組み入れることはできません。
- 4) 購入時手数料等は、非課税投資額に含まれません。
- 5) 非課税口座開設届出書を提出いただいた後、当社は税務署にNISA口座の二重開設がないか確認します。二重開設が確認された場合は、今回のNISA口座は無効となり、無効となったNISA口座で購入いただいた商品は、当初より課税口座で購入したものと扱います。
（当該商品から普通分配金が生じた場合には、課税分を徴収します。また、特定口座（源泉徴収選択口座）において当該商品を解約した場合、譲渡益について課税分を徴収します。）
- 6) NISA口座での損失と課税口座（特定口座・一般口座）との損益通算はできません。※損失分の繰越控除も使えません。
- 7) 課税口座（特定口座・一般口座）に受入れている株式投資信託の収益分配金はNISA口座で再投資できません。
- 8) つみたてNISA対象ファンドは2024年以降、つみたて投資枠対象ファンドとなります。振替年月を定めていない、または2024年以降としている契約ではお手続きいただくことなく非課税扱で購入を継続できます。
※積立金額の変更等、条件変更する場合は別途お手続きが必要です。
- 9) 一般NISA対象ファンドのうち成長投資枠対象となるファンドは、2024年以降も非課税扱になります。成長投資枠対象外ファンドは、課税扱になります。

一般NISA・つみたてNISA共通の留意事項

- 1) 一般NISAとつみたてNISAは併用できません。いずれかを選択していただきます。※2023年のみ適用
- 2) つみたてNISAを一般NISAに変更する場合、もしくは一般NISAをつみたてNISAに変更する場合は、1月から12月までを1年の単位として1回のみ変更できます。※2023年のみ適用
- 3) 非課税枠の再利用および繰越はできません。
※NISA口座で株式投資信託を解約・償還した場合、当該非課税枠の再利用はできません。そのため短期間での売買を前提としたお取引は適していません。また、年間の非課税枠を全額使わなかった場合、翌年に繰越することはできません。
- 4) 2023年までに一般NISA・つみたてNISAで購入したファンドは、2024年以降のNISAとは別枠で管理されます。
- 5) 2023年末時点で当社で一般NISAまたはつみたてNISAの非課税枠を保有しているお客さまには、2024年以降新しいNISA口座（つみたて投資枠/成長投資枠）が自動開設されます。
- 6) 2023年までに一般NISA・つみたてNISAで購入したファンドは、非課税期間が終了すると課税口座へ払出されます（ロールオーバーはできません）。
- 7) 一般NISA・つみたてNISAの非課税扱の購入は、2023年12月28日の約定分までとなります。
- 8) 2024年以降、一般NISA・つみたてNISAでの非課税扱の購入・定時定額契約の購入、再投資はできません。
- 9) 2024年以降、一般NISA・つみたてNISAで購入したファンドからの再投資は、課税扱になります。

一般NISAに関する留意事項

- 1) 2023年までに購入したファンドは購入年から5年間、非課税扱で保有及び解約が可能です。

つみたてNISAに関する留意事項

- 1) つみたてNISAにおいては、定期的かつ継続的に対象商品を購入いただけます。
つみたてNISAとして1回限りとする購入は、契約できません。1年間で2回以上、継続的に購入いただけます。
- 2) つみたてNISAのお取引については、購入及び解約に係る手数料ならびに取引口座の管理・維持等に係る口座管理料はいただきません。
- 3) つみたてNISAを契約した日から10年を経過した日、および同日の翌日以後5年を経過した日ごとに、お名前とご住所を確認させていただきます。
- 4) つみたてNISAにより購入した対象商品の信託報酬等（概算）は、つみたてNISAのご契約者さまに年1回通知いたします。
- 5) 2023年までに購入したファンドは購入年から20年間、非課税扱で保有及び解約が可能です。

2024年以降のNISAに関する留意事項

- 1) 非課税年間投資枠は、つみたて投資枠（120万円）と成長投資枠（240万円）を併用することで年間360万円までとなります。
- 2) 非課税保有期間に期限はありません。
- 3) 非課税保有限度額は、購入残高（簿価残高）で1,800万円（うち成長投資枠の上限は1,200万円）となります。
- 4) 解約ファンドの簿価分の非課税枠を、翌年以降新たな投資に再利用できます。なお、非課税年間投資枠の再利用が可能となる時期は、毎年、非課税年間投資枠の上限（360万円）を投資したとして、最短で2029年からとなります。
- 5) 非課税限度額に達したのちの収益分配金再投資は課税口座（特定口座・一般口座）での受入れとなります。
- 6) 【つみたて投資枠】について
 - ・ つみたて投資枠では年間投資枠120万円以内になるように、積立を契約いただけます。
 - ・ つみたて投資枠においては、定期的かつ継続的に対象商品を購入いただけます。つみたて投資枠として1回限りとする購入は契約できません。1年間で2回以上、継続的に購入いただけます。
 - ・ つみたて投資枠を契約した日から10年を経過した日、および同日の翌日以後5年を経過した日ごとに、お名前とご住所を確認させていただきます。当該日より1年以内に確認できない場合は、対象商品の受入れができません。
- 7) 【成長投資枠】について
 - ・ 成長投資枠対象ファンドは、信託期間20年未満/毎月分配型/高レバレッジ型などは除外されます。

以 上

※上記は2023年10月現在の情報に基づいて作成しています。今後、税制が改正された場合は内容が変更となることがあります。